

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の結果

令和 6 年 5 月

文部科学省科学技術・学術政策局

研究環境課 研究公正推進室

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
特徴的な取組	・ ・ ・ ・ ・	2
調査結果詳細		
1 人間文化研究機構国立国語研究所	・ ・ ・ ・ ・	13
2 関西大学	・ ・ ・ ・ ・	19
3 神戸大学	・ ・ ・ ・ ・	27
4 山梨大学	・ ・ ・ ・ ・	33
5 信州大学	・ ・ ・ ・ ・	39
6 島根大学	・ ・ ・ ・ ・	45
7 東京農工大学	・ ・ ・ ・ ・	50
8 学校法人北里研究所	・ ・ ・ ・ ・	56
9 近畿大学	・ ・ ・ ・ ・	61
10 慶應義塾大学	・ ・ ・ ・ ・	66
11 奈良県立医科大学	・ ・ ・ ・ ・	72
12 茨城大学	・ ・ ・ ・ ・	76
13 埼玉大学	・ ・ ・ ・ ・	81
14 長崎大学	・ ・ ・ ・ ・	86
15 一橋大学	・ ・ ・ ・ ・	92
参考		
別添 1－1 【研究機関向け】事前調査票①②	・ ・ ・ ・ ・	97
別添 1－2 【研究者向け】事前調査票	・ ・ ・ ・ ・	112

はじめに

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しているところである。

ガイドラインでは、研究活動における不正行為の事前防止について、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図ることを基本とし、各研究機関に対して、研究倫理教育の実施、研究データの保存・開示に関する規程の整備、組織としての責任体制の明確化等を求めている。研究活動における不正行為を防止するためには、これらの取組を適切に実施することが重要である。

文部科学省では、平成 28 年度から各研究機関における公正な研究活動の推進に関する取組状況を把握するため「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査」を実施している。本調査は、研究機関を訪問し、当該研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認するとともに、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進させることを目的に調査を行うものである。

現地調査については、地域性、研究分野、過去の不正事案の有無等を考慮し、国公立大学及び大学共同利用機関の 15 機関を対象に、「研究倫理意識の醸成」「一定期間の研究データの保存・開示」「その他研究不正防止に向けた取組」「体制及び規程等の整備状況」の項目について実施した。

本報告書は、これらの調査結果をまとめたものであり、文部科学省においては、本調査の結果を踏まえ、ガイドラインにおける体制整備の推進方策に活用するとともに、各機関においては、これらの状況を把握し、自らの機関の状況に照らしてガイドラインを踏まえた体制を整備し、公正な研究活動を推進することを期待するものである。

特徴的な取組

令和5年度の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査については、直接、研究機関を訪問し、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進することを目的としている。

令和5年度は、地域や規模、研究分野の特性等を踏まえ、国公立大学及び大学共同利用機関の15機関を対象に実施したところであり、ここでは研究機関における種々の取組のうち、特に研究倫理教育や研究データ等に関する特徴的な取組を抽出した。具体的内容については、後述のそれぞれの研究機関の調査結果をご覧ください。

(1) 研究倫理教育の体制

- 研究倫理教育等推進室は、「人間文化研究機構における研究倫理教育実施要項」を決定するとともに、毎年度「人間文化研究機構におけるコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」を策定している。当該計画に基づき、国語研では、①日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics) (eL CoRE)、②法人として実施している「コンプライアンス研修及び研究倫理研修」、③国語研独自の取り組みとして「研究倫理・コンプライアンス研修会 ―研究公正研修「ケーススタディ」―」を実施している。(人間文化研究機構国立国語研究所、P13)
- 第4期中期計画において「『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に基づき整備した規則及び全学的な管理体制の下、教職員ならびに関連する大学院生に、研究不正に関する研修等を義務づけるとともに、教職員や新入生の初年次セミナーをとおして、研究倫理の徹底と啓発等の取組を継続的に実施する」ことを定めている。中期計画を達成するため、研究不正に関する研修等として、一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN) が提供する教材「APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN)」を利用した研究倫理教育を継続的に実施すること、また教職員の初任時セミナーや新入生の初年次セミナー等の活用による研究倫理に関する啓発を行うことを、年度計画において定めている。(神戸大学、P28)
- 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄的な組織として監事及び会計監査人と連携し、会計書類の形式的要件のチェックを行うほか、大学全体のモニタリングが有効的に機能する体制となっているか確認・検証する。

【役割】

- 会計書類の形式的要件等のチェックのほか、体制整備に関する検証も行う。
- 公正研究推進室と連携し不正発生のリスクに対して効率的な監査を実施する。
- 監事及び会計監査人と連携を図り、質の高い監査を実施する。(山梨大学、P34)

- ・ 年度計画等については、公正研究推進室（室長：学術研究担当理事）が毎年度見直しを図っており、「体制の整備」「環境の整備」「教育管理」「執行管理」「適切な執行」「監査」といった観点から策定し、教育研究評議会の議を経て役員会で決定し、公正研究推進責任者（研究倫理教育責任者（各学域長等））宛に通知している。（山梨大学、P35）
- ・ 研究倫理に関する実質的な企画・運営を行う者として、令和2年度から学長補佐（研究リスクマネジメント担当）及び、事務組織に研究リスクマネジメント室を設置し、教職協働の体制を構築している。これらの組織は、令和5年度より、経営側に法務・コンプライアンス課、教学側を学術研究支援総合センターリスクマネジメント部門に改組し、さらなる機能強化を進めている。（東京農工大学、P50）
- ・ 学長裁定として、「国立大学法人埼玉大学研究活動不正行為防止基本方策・防止計画」を策定し、最高責任者や研究者の責務の明確化、研究活動不正防止推進室の設置、さらに防止計画等を定め、不正行為防止の推進を図ることとしている。（埼玉大学、P81）
- ・ 学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を「長崎大学研究倫理規程」において定めるとともに、「研究倫理教育の実施に関する指針」を作成し、各部局等の研究倫理教育責任者が当該部局等において研究活動に従事する研究者に対して実施する研究倫理教育の教育内容、受講対象者、受講方法その他必要な事項について定めている。（長崎大学、P86）

（2）研究者等に対する研究倫理教育

- ・ 部局等における責任や役割の分担については、「各部局での実施体制（平成27年6月29日学術研究不正行為防止委員会）」において、研究倫理教育責任者（各部局の長）の下に研究倫理教育副責任者、メンター教員、事務担当責任者、事務担当者を置くよう定めており、部局における実質的な研究倫理教育等の計画的かつ継続的な実行管理を行うことができる体制を構築している。（神戸大学、P28）
- ・ 研究活動における不正行為の防止等の学内説明会を毎年度実施し、「公正な研究の推進にかかる管理・運営体制等」「APRIN eラーニングプログラム教材を使用した研究倫理教育の実施」「公的資金の執行ルール」「監査」「利益相反」等について説明を行い、研究倫理教育を受けなければ公的資金に応募できないこと等を十分に説明し理解を促している。（山梨大学、P35）
- ・ 東京農工大学は農学部と工学部からなる比較的小規模の大学であることから、研究倫理教育は、本部側が一元的に行っている。研究倫理教育の方針として、eAPRINで、研究倫理教育の量（大学の中の受けるべき受講者）を担保し、研究倫理講習会で質（内容）を担保することとしている。研究倫理教育の基盤として、eAPRINを大学のすべて構成員（教員、研究者、研究支援者、学生など）に定期的な受講を義務付けるとともに、毎年、異なった内容で研究倫理講習会を実施し、関係官庁からの情報や、昨今の社会状況

を踏まえ、前年度から内容や講師（外部講師含む）に関する情報収集を行い、担当理事、学長補佐、研究リスクマネジメント室（R5.7より法務・コンプライアンス課）で企画、実施している。（東京農工大学、P51）

- ・ 学校法人北里研究所の研究活動に参画する全ての構成員（事務職員を含む）、大学院生、学部等事務室・法人本部・教学本部の各管理職、および法人役員等を研究倫理教育の受講対象者としている。研究倫理教育はeAPRINにより実施し、新規採用者・異動者は三ヶ月以内に受講しなければならない。（学校法人北里研究所、P56）
- ・ 理学部物理学科の研究室では、研究室に所属する大学院生・学部生向けに研究室のルールをまとめた詳細なマニュアルを作成し、配属時オリエンテーションや実験の進展時など適宜確認・説明を行うことで、研究公正に関する研究室の構成員の共通の認識・理解の醸成を図っている。（学校法人北里研究所、P57）
- ・ eAPRINの受講、公的研究費等使用に当たっての確認（誓約）書の提出は必須としており、未受講者に対しては、個人研究費を半額にする等の措置を講じる等の通知をしている。さらに科学研究費助成事業への応募時にeAPRINの受講状況をセルフチェックシートによって確認し、最新のコースを受けているかどうかも含めて受講確認を行っている。（近畿大学、P62）
- ・ 情報学部の実験室では、捏造、改ざん、二重投稿などの研究不正の禁止や、研究成果公表などのルールを定めた「公正な研究実施のための指針」を策定し、全員で共有することで、研究公正に関する研究室の構成員の共通の認識・理解の醸成を図っている。（近畿大学、P63）
- ・ 独自の取組として、臨床研究の実施資格をライセンス化し、各ライセンスを取得するためには相応の経験と研修等の受講が必要な「臨床研究ライセンス制度」、また、臨床研究教育研修の受講管理システム（臨床研究に関し本学/AMED・厚労省等が企画する多様な講習会・セミナーへの申込やeラーニングコンテンツを受講するための、臨床研究に関する生涯学習・研修支援システム）を稼働させている。（慶應義塾大学、P67）
- ・ 薬学部生化学講座の実験室では、ラボルールブックを作成し、研究室内のルールやデータの保存や情報管理など公正な研究活動を行うための行動指針を明文化し、全員で共有することで、研究公正に関する研究室の構成員の共通の認識・理解の醸成を図っている。（慶應義塾大学、P68）
- ・ 研修の中で、各内容に基づく小問題とアンケートに回答させることにより、理解度を測定・把握している。アンケートの記載内容や最新の動向等を踏まえ、研究活動上の不正行為に関する件については研究倫理専門委員会研修素材の検討を行っている。（茨城大学、P77）
- ・ 理工学研究科のある研究室では、研究室のルールをまとめた研究室の運営方針を作成し、研究室に所属する大学院生・学部生向けにオリエンテーション時等に説明を行うことで、研究公正に関する研究室の構成員の共通の認識・理解の醸成を図っている。（茨

城大学、P78)

- ・ 工学研究科の各研究室では、研究室オリエンテーション時等に説明を行うことで、研究公正に関する研究室の構成員の共通の認識・理解の醸成を図っている。一例として、化学系の研究室 A では、研究室に所属する構成員向けに研究室のルールをまとめた「研究室の手引き」を作成し、全員で読み合わせを実施している。(長崎大学、P88)
- ・ 教育学研究科の研究室では、特に管理職養成コースに所属する大学院生(現職教員)向けに研究の手順や心構え、先行研究の検討の仕方、文献の引用の仕方などをまとめた基礎的資料を配属時の早い段階で配付し説明を行うことで、研究公正に関する研究室の構成員の共通の認識・理解の醸成を図っている。(長崎大学、P88)

(3) 学生に対する研究倫理教育

- ・ 学部学生については、必修科目である「初年次セミナー」(1 年次・前期開講)の全学共通教材として、「アカデミック・ルールとマナーには意味がある」という、引用ルールや剽窃・捏造・改ざんに係る項目を作成している。また学生向け啓発リーフレット「神大の研究者としての“マナー”」の中では、捏造・改ざん・盗用、二重投稿・不適切なオーサiershipについて、それぞれわかりやすいように例示を行い、研究者としての基本姿勢やデータ保存、研究成果発表のあり方についても取り上げている。(神戸大学、P29)
- ・ 競争的研究費等の運営・管理に関わる場合、学部学生や大学院生も「研究者等」に該当すると整理し、教員等と同じく eAPRIN での研究倫理教育の受講、ハンドブックの配布による個人学修を行い、定例会議(教育研究評議会)資料による部局での教育の対象としている。(信州大学、P41)
- ・ 令和 4 年度に「研究倫理教育の実施に関する要項」を定め、学部 1 年次・3 年次に研究倫理を実施している。学部 1 年次は独自教材「島根大学学部生のための学習・研究倫理ガイド」による動画の視聴、学部 3 年次は eLCoRE を受講する。また、一部学生について研究倫理教育に関する内容を含む講義を必修としている。大学院生については、他の構成員と同様の取り扱いとし、eAPRIN の受講を義務化している。また、修士・博士論文作成の際には各研究室において個別指導が行われている。加えて、一部学生については、研究倫理教育に関する内容を含む講義を必修としている。(島根大学、P47)
- ・ 大学院生については、教職員と同様に eAPRIN の受講を義務付け学位授与の申請要件としている。学部生については、各学部の必修科目において教育内容に応じた研究倫理教育を実施している。また、各学部の特性を鑑み、医療倫理や技術者倫理と併せて教育を実施している。さらに教職員と同様に、受講状況を学部長会に報告している。(学校法人北里研究所、P58)
- ・ 大学院生に対しては eAPRIN の受講を義務付けている。また、一部の研究科で新入生

および在学生対象のオリエンテーション（もしくはガイダンス）において、研究活動上の不正行為の防止について注意喚起を行うとともに、最新の研究倫理違反の事例を取り上げて説明している。また、博士後期課程の学位審査において、iThenticate の利用を義務付けている研究科もある。さらに一部の大学院研究科の博士課程ではループリックで学位論文評価基準を設けており、その中で「研究倫理の遵守」について適・不適で評価をすることになっている。なお、学部学生に対しては、一般的な剽窃禁止等は卒業論文等の卒論指導で行っている。（近畿大学、P63）

- ・ 近畿大学中央図書館では、学修サポートとしてレポート・論文を書くために必要な基礎的技術であるアカデミック・スキルについて、具体的な解説書をしており、例えば、引用と参考文献の書き方のコンテンツを作成している。（近畿大学、P63）
- ・ 埼玉大学では、教職員に限らず学生等についても「研究者等」として位置づけており、不正行為防止計画において、大学院生、学部学生及びその他の者に対する研究倫理教育は、研究倫理教育等責任者が専攻・研究分野の特性に応じた学修方法等により実施するものとしている。（埼玉大学、P83）
- ・ 「一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則」を踏まえ、研究機構会議において研究倫理教育における e ラーニング受講学生の範囲を定めており、教員と同様、大学院生についても、博士課程、修士課程、専門職学位課程の全ての在籍者に対して、5 年ごとの eAPRIN の受講を義務付けている。留学生についても同様に受講を義務付けており、eAPRIN において英語の研究倫理教育を提供している。なお、法科大学院学生及び学部生については、独自の教材を用いて研究倫理教育を行っている。（一橋大学、P93）
- ・ 附属図書館では、大学院生・学部生を対象に、研究公正にも資する図書館ガイダンスを開催している。当該ガイダンスは「情報リテラシー教育ループリック」に基づき、当該年度に実施予定のガイダンスをレベル別に図示することで、どのガイダンスに参加するとどんなスキルが身につくのかの一覧を体系的にわかりやすく示している。（一橋大学、P94）

○ 研究室等における研究倫理教育に関する取組

- ・ 所属する学生には、毎年春に研究計画を提出させて、その年に行おうとしている研究内容を把握し、研究倫理面で必要なことを伝えるようにするとともに、隔週に論文指導の時間を取り、先行研究を読むと同時に、研究の方法を指導している。また「言語学における修士論文・博士論文執筆の手引き」を策定・更新し、研究室における論文指導に活用している。（人間文化研究機構国立国語研究所、P15）
- ・ 文学研究科では以下の取組を行っている。
 - ・ 所属の大学院生全員を対象に、年度初頭に関連研究室と合同で、研究計画書の書き方の指導をしている。大学院の各年次の演習科目の授業の中で、学部生と同様の指

導を行うとともに、各大学院生の専門領域に関わる全国学会への所属を促し、当該学会の発表応募規定、論文投稿規定を踏まえた上での発表応募・論文投稿の指導をしている。

- ・年に1回、データの保管、著作権、同意・説明責任、人を対象にする研究における侵襲性と研究意義とのバランスなどに関してスライドを使った解説を行っている。
- ・学生が投稿する論文をチェックするタイミングで、二重投稿の禁止をはじめとする研究不正について指導している。(関西大学、P22)
- ・社会安全学部では以下の取組を行っている。
 - ・ゼミにおいて、学部作成の「研究倫理に関するチェックシート」を配布し、研究倫理に関する解説を行っている。また、現地調査に行く前や、卒業論文執筆時に、実際にやる調査や研究に合わせた解説も行っている。
 - ・実習では年2回、ゼミでも年1回と卒業研究の実施時にプライバシー保護、データ管理、研究への自主的参加、研究の実施時の説明文作成、インフォームドコンセント、結果のフィードバック等を説明している。
 - ・初回のゼミで、論文の書き方や一般的な研究倫理について説明している。具体的なテーマに沿って質問紙調査や実験の計画を立て始める段階で、調査等の実施方法やデータ管理、調査対象者のプライバシー保護等に関わる研究倫理の説明を行っている。また、卒業論文・修士論文の執筆に取りかかるタイミングで、引用等論文作成と関わりの深い倫理について再度説明している。
 - ・卒業論文のテンプレートをゼミ独自で作成し、その中で剽窃やデータ改竄・捏造などに関する注意を喚起している。また、卒業論文は2月の最終提出までに、10月と12月に4年次全員に提出させ、添削指導を実施している。その中で不正行為等がないか、確認している。(関西大学、P23)
- ・農学部では、科学者としてどのように研究を進め、どのように成果を発信してゆくべきかについて学び、科学者としての基本的な行動規範を理解させるため「科学と倫理」を開講し、必修科目として受講させている。卒業研究実施時には「研究倫理・学術倫理教育ガイダンス説明資料」を使い、研究室に配属された学生に対して、指導教員から直接研究倫理教育を行い、内容の理解度に関してチェックリストによる確認を行っている。(茨城大学、P79)

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

- ・研究室の構成員および共同研究員が参加する定期的なミーティング(研究室の構成員は週1回、共同研究員は月1回)は、zoom録画や議事録をクラウド上で開示し、関係者間の理解を深め、不正な研究活動が行われないように努めている。また、チャットツールを利用することで、コミュニケーションの記録が残るように工夫し、研究活動の正当性の証明手段を確保し、論証過程等を提示できるようにしている。(人間文化研究機

構国立国語研究所、P17)

- ・ 大学として、研究データの管理及び公開を支援する環境を、研究者等に提供する責務を有する、と定めており、個人単位で google ドライブの保存容量を付与し、研究者等による適切な管理・保存のサポートを行っている。また、研究データ管理基盤「GakuNin RDM」の利用も可能となっている。(信州大学、P42)
- ・ 研究データの保存及び公開に定める、保存又は開示する研究データの内容、保存期間、保存方法についての指針として「島根大学における研究データの保存等に関するガイドライン」を、研究データの適切な管理方法の例を示した「島根大学における研究データの保存及び管理に関する手引き」を策定している。(島根大学、P48)
- ・ 大学において契約および費用負担をし、データストレージとして Google ドライブや Box を使用可能としている。さらに、コンプライアンス向上についても視野に入れた「慶應義塾学術データ管理・利活用ポリシー」(オープンサイエンスへの貢献を意識した機関のデータポリシー) を 2022 年度に策定し、「研究プロセスにおいて、研究データを適切に保管・共有するためのデータ管理基盤支援」や「研究者が研究データを適切に管理・公開するための組織的支援」の実施に向けて検討を進めている。(慶應義塾大学、P69)
- ・ データの保管方法や実験ノートを作成方法は各研究室単位で統一化された運用方法がなされている。例えば、改ざん防止策として、実験ノートは作成者と確認者の署名欄をそれぞれ設けダブルチェックの体制が整っている教室もある。(奈良県立医科大学、P74)
- ・ 英文論文投稿支援制度により、教育研究の成果を広く国内外に発信し、大学の研究力向上、ひいては我が国の研究力及び国際的プレゼンスの回復に貢献するため、英文論文の投稿にかかる経費(論文原稿の英文校閲料、投稿料、掲載料等)の支援を行っている。当該制度の申請書に、粗悪な学術誌でないことの確認手順が示されており、これに基づき確認を行っている。(茨城大学、P80)

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

○ 研究不正防止を推進するため取組

- ・ 人文学研究科の研究教育センター「倫理創成プロジェクト」や、本プロジェクトと中核として、今年度新たに全学的な取り組みとして立ち上がった「神戸大学生命・自然科学 ELSI 研究プロジェクト」において、研究倫理に関連する研究成果をフィードバックするなどの連携を検討し、研究倫理意識の醸成に取り組んでいくこととしている。(神戸大学、P32)
- ・ 「信州大学の研究活動における不正行為の防止等に関する規程」において、例えば、以下のとおり、さらなる研究公正の推進が図られるよう規定している。

- ・「統括管理責任者は、不正行為防止計画の策定に当たっては、優先的に取り組むべき事項を中心に、当該防止計画を明確なものにするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うものとする。」「統括管理責任者は、不正行為防止計画の策定に当たっては、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性を考慮するものとする。」とし、毎年度2月頃、研究倫理の理解度調査として全職員へアンケート調査を実施し、より理解度が低い項目にかかる教育について、研究倫理教育資料の内容を検討・実施する等により改善を図っている。
- ・研究活動における不正行為の疑いの通報があった場合、当該通報事案について統括管理責任者は監事に報告することとしており、組織としての責任体制の明確化及び客観性を持たせて研究活動における不正行為に適切に対応することとしている。
(信州大学、P42)
- ・「東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」において、いわゆる研究者個人に対する責務に関する規定に加え、研究責任者について、以下のとおり「研究責任者の遵守事項」を規程制定時（平成27年4月1日）から定め、さらなる研究公正の推進に向けた取組を行っている。
 - ・研究責任者は、各研究室等の研究施設内において、研究データ及び実験手続などに関し、適宜確認すること。
 - ・研究責任者は、研究者に対して、研究データは、個人の私的研究記録ではなく、国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程に定める原則として本学に帰属する有体物として、研究者管理の研究データを管理すべきである旨の意識を持たせ適切に管理させるとともに、研究データの記載の方法に関し指導を徹底すること。
 - ・研究責任者は、研究者に対して、研究データなどを記録した紙及び電子記録媒体などは、論文など成果物の発表後も第37条に規定する期間保存・管理し、他の研究者からの問い合わせ及び調査照会などにも対応できるよう指導を徹底すること。
 - ・論文を共同で発表するときには、責任著者と共著者との間で責任の分担を確認すること。（東京農工大学、P54）
- ・iThenticateのライセンスを契約し、大学教員の他、大学院生も利用可能とし、研究者が論文を投稿する際の自己点検や、博士論文の電子化に伴う論文指導上の補助ツールとして使用している。（慶應義塾大学、P70）
- ・啓発活動として、全ての構成員向けに、不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、少なくとも四半期に1回程度、啓発資料の配布や学内webサイト・メール・ポスター等による情報共有や意識調査を行っている。（奈良県立医科大学、P74）
- ・看護学科の研究室では、先行研究の適切な参照の観点から、文献検討を行う際に、妥

当性の確保として図書館の司書に文献検索のプロセスと結果が合致しているか確認した上で、論文のスクリーニングを行なっている。(奈良県立医科大学、P75)

- ・ 若手研究者が自立した研究活動を遂行できるよう、研究室運営のノウハウを修得させ、また自ら筆頭研究者として外部資金を獲得できるようにするために広範な支援・助言等を行うメンターを配置することを不正行為防止計画に定めている。具体的には研究室主宰者としての経験（他研究機関での経験を含む）が2年未満の若手研究者（教員（附属学校教員を除く）及び研究員のうち、4月1日における年齢が原則として35歳未満の者をいう。）に、研究環境整備の一環としてメンターを配置している。(埼玉大学、P85)
- ・ 生涯教育センターの受託事業「ジュニアドクター育成塾」の受講生である小中学生に対しても、研究者として必要な研究公正の意識を育むため、毎年度の開講式及び閉講式において「研究倫理テスト」を実施し解説を行っている。(長崎大学、P91)

○ 研究公正に関する組織等の整備

- ・ 学術研究支援総合センターに、令和5年6月に研究リスクマネジメント部門を設置した。同部門は、研究リスクマネジメント担当の学長補佐、部局の研究担当評議員及び関係事務職員から構成され、経営側と教学側の橋渡しとなって、各部局への周知や、各部局での取り組みを担当し、また、部局側の状況を経営側の企画運営にフィードバックする機能を目指している。(東京農工大学、P54)

○ 研究成果の発表等に関する取組

- ・ iThenticateを導入し、以下の対象について、利用を希望する専任教員に対し論文点検サービスを行っている。
 - ①審査予定の本学の修士論文・博士論文、またはその草稿
 - ②執筆した学術論文・著作物等
 - ③学内で刊行する学術誌等から査読（投稿論文の審査）を依頼された学術論文等
 - ④担当する授業等で、学部生及び大学院生から提出させるレポート等
 - ⑤学外の学術誌等から査読（投稿論文の審査）を依頼された学術論文等(関西大学、P26)
- ・ 研究不正防止対策のうち、学術論文の剽窃対応への取組みの一環として、剽窃検知ツールである「コピペルナー」を導入している。研究者の学術雑誌投稿論文及び国際会議投稿論文等の検証のほか、学生論文や授業レポート等の検証にも利用している。(山梨大学、P38)
- ・ オープンアクセスジャーナル投稿ガイドラインを制定し、オープンアクセスジャーナルに投稿する際には、「オープンアクセスジャーナル投稿チェックリスト」を活用することや部局でのリスク判定を受けることで、粗悪学術誌への投稿を防ぐ取組みを行っ

ている。(信州大学、P44)

- ・ 令和元年度～2年度の試行期間を経て、令和3年度より、iThenticateを導入し、盗用、二重投稿のチェックを実施している。特に博士学位論文については、全て審査前の論文剽窃チェックを義務化している。また、学術雑誌投稿前の論文類似度チェックについて当該ツールの使用を強く推奨するとともに、修士学位論文の審査前の論文剽窃チェック及び学内紀要等における論文剽窃チェックにおいても使用を推奨している。(島根大学、P49)
- ・ 大学の研究者や大学院生が執筆する論文・出版物等の質の維持向上、知的財産保護、信頼性確保の観点から、iThenticateを導入しており、主に
 - ・ 発表前の論文、出版物等の剽窃チェック
 - ・ 指導する学生の論文、レポート等の剽窃チェック
 - ・ 共著論文の剽窃チェック

に利用している。(学校法人北里研究所、P60)

- ・ 大学の学報において、ハゲタカジャーナルに関する注意喚起を行い、ハゲタカジャーナルかどうかを見分けるポイントなどを解説している。(奈良県立医科大学、P75)
- ・ 不正行為防止計画において、二重投稿及び不適切なオーサーシップへの対応を定め、大学が刊行する学術誌(紀要を含む)にあつては、二重投稿の禁止及び不適切なオーサーシップに関する規程等を各学術誌所掌部局等において定めるとともに、当該規程等を公表するものとしている。(埼玉大学、P85)
- ・ iThenticateを全学的に導入し、研究成果、投稿論文、学位申請論文、その他学生による論文などのチェックを行っている。令和5年度からは、当該ツールを通年で利用できるアカウント数を拡大し、本数の制限を撤廃するなど、更なる利用促進を図っている。(一橋大学、P96)

○ 研究機関の研究紀要に関する取組

- ・ 国語研では、研究活動の活性化と成果の公表及び所内若手研究者育成を目的として、『国立国語研究所論集』を各年度に2回、オンライン版で発行している。国立国語研究所論集編集委員会において『国立国語研究所論集』の刊行に関する要項を策定し、投稿資格等の刊行に関するルールを定めるとともに、『国立国語研究所論集』投稿・執筆要領の他、投稿原稿テンプレートを作成して公開している。また、査読体制については、投稿資格毎に査読候補者(役職)を予め定めた上で、研究所の専任教員・プロジェクトリーダー・その推薦者より、論文内容等も考慮し選定し、編集委員会による査読の上、採否を決定している。さらに投稿論文については剽窃チェック(ソフト利用)を行うチェック結果は査読者にも提供している。(人間文化研究機構国立国語研究所、P17)
- ・ 社会安全学部及び社会安全学研究科では、研究成果の発表及び研究活動の報告を目的として『社会安全学研究』を発刊しており、「発刊に関する規程」「論文原稿募集要項」

「執筆要領」等を定めている。掲載の採否については、「掲載論文審査規程」を公開することにより、投稿者へ審査方法を明確に示している。なお、審査方法については、論文の種類により異なるが、例えば原著論文の場合は編集委員会から選定された担当編集委員が、学内外の複数名の査読者を指名・委任し、当該査読者から提出された「査読結果報告書」をもって審査し、編集委員会にて報告後、編集委員会にて審議・承認等の回答を行っている。（関西大学、P25）

- 学部・研究科における研究紀要等が7誌あり（査読有：4誌、査読無：3誌）、うち査読有のものについては各原稿に少なくとも2名の査読者（編集委員）を選定するが、投稿原稿の内容により、紀要編集委員会委員以外の者を査読者とするができるものとしている。（島根大学、P49）
- 一橋ビジネスレビュー（イノベーション研究センター）における論文審査にあたっては、投稿論文エディター制度を採用し、その対象とするテーマや領域を考慮した上で、編集委員によって、匿名のレフェリー2名に査読を実施している。テーマや領域によっては、論文は、編集委員からアソシエイト・エディタ（AE）の1人に割り振られ、担当AEは、原稿が掲載可能であるかを区分し、掲載可能であると判断した場合は、匿名のレフェリーを2名推薦する仕組みとしている。（一橋大学、P96）